

表2 不当訴訟性について争われた最近の知財裁判例（判決）一覧（つづき）

○：不当訴訟に該当、×：不当訴訟に該当せず

結論	判決年月日 裁判所名 事件番号	種別／説示
9	H17. 2. 25 東京地裁 H16(ワ)11487	特許 ※損害賠償反訴請求 反訴原告は、反訴被告が反訴原告物件が特定できないことを認識しながら本訴を提起した旨主張するが、反訴被告としては、本訴提起後速やかに、反訴原告物件を具体的に特定するべくイ号物件目録を修正し、反訴原告物件について、必要最低限の特定を行ったことにも照らせば、反訴被告が反訴原告物件が特定できないことを認識しながら本訴を提起したということはできない。また、本件特許権は、訂正が認められた上で現に有効なものとして維持されているものであるから、訂正後の本件特許に無効理由が存在することが明らかであるということはできず、反訴被告において本件特許に無効理由が存在することが明らかであることを知りながらえて訴えを提起したものということはできないし、通常人であれば容易にそのことを知り得たということもできない。仮に特許について無効理由が存在することが明らかであると判断されたとしても、これに基づく訴えの提起が直ちに相手方に対する違法な行為と解することができない。
10	H16. 6. 18 東京地裁 H15(ワ)5443 [本] H15(ワ)8228 [反]	特許 ※本訴：特許権侵害差止等請求、反訴：損害賠償請求 本件訴訟提起時において、原告らが、本件特許権自体に、例えば無効事由が存在するなどの問題があることを知っていたか、あるいは容易に知り得たとはいえないこと、被告は、原告らと別の特許権につき和解契約を締結した際、侵害の事実はない旨を説明したことによって、原告らが被告装置が本件特許権を侵害するものではないことを知っていたか、あるいは容易に知り得たとはいえないこと等から、原告らによる本件訴訟の提起及び追行が、例えばその主張に係る権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであって、かつ原告らがそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて訴えを提起したなど、裁判制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くものとは認められない。
11	H16. 3. 31 東京地裁 H15(ワ)8180	実用新案 ※損害賠償請求 実用新案権侵害を理由とする訴訟を提起しようとする被告には、訴え提起に先立って、公然実施の有無を調査確認すべき義務があり、同義務の履行を怠ったと認められる場合には、「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる」ときに当たると解すべきである。本件においては、①本件出願は平成2年であり、被告が公然実施の有無の調査をしたときには、既に約11年間が経過していること、②本件考案の実施に係る製品は、性質上、長期間保管されるような製品でないこと、③被告は鞄の製造業者であって、商品購入者を探し出すのは困難であること、④原告も、K鞄等調査は困難を極め、26日間費やしてようやく鞄等を発見することができ、当該鞄等が提出されたのは前件訴訟の提起後であったこと等の事情に照らすならば、被告において、前件訴訟の提起前に公然実施の有無を調査したが本件考案の出願前実施品を発見することができなかった点について、公然実施の有無を調査確認すべき義務違反があったと認めるることはできない。そうすると、被告の前件訴訟の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとは認められないから、原告に対する違法な行為とはならず、不法行為を構成しない。
12	H16. 1. 28 東京地裁 H15(ワ)5020	著作権 ※損害賠償請求 原告らが原告製品を販売する行為は、被告が被告製品について有する著作権を侵害するものではないから、本件仮処分申立ては結果として被保全権利がなく理由がない。しかし、①被告はプログラムのソースコードを除き、被告製品についての著作権を取得していたこと、②原告らの販売する原告製品のデータファイルには、被告製品のそれと全く同一のファイルが多数含まれていたこと、③被告製品と原告製品は、各種画面が極めて類似していたこと等の事実経緯に照らすならば、被告が、原告による行為を自己の著作権を侵害するものと信じたことについて相応の事実的及び法律的根拠があったといるべきである。
13	H15. 3. 31 東京高裁 H14(ネ)1996	実用新案 ※損害賠償請求控訴（原審：東京地裁 H13(ワ)10007） 提訴者が法人の場合には、原則として、訴え提起時における法人の代表者の機関としての認識を基準として、違法性の要件の有無を判断すべきである。無効審決の確定により本件実用新案権は初めから存在しなかつたこととなるのであるから、本件警告書、前訴及び控訴審において被控訴人が主張した権利は、いずれも法律的根拠を欠くものとなったことが明らかである。確かに、本件実用新案登録が遅延的に無効とされた以上、本件警告書の発送は、実体上の権利に基づかない行為であったことに帰するが、当該行為は、控訴人から無効審判の請求はもとより、出願前公然実施等の無効理由の主張すら何らされていない交渉の当初の段階においてされたものであり、その内容も、控訴人プリンタが本件実用新案権に係る登録実用新案の技術的範囲に属するか否かの検討を求めるものである。そうすると、被控訴人のした本件警告書の発送行為は、正当な権利行使の一環として評価することができ、違法性を欠くものといるべきである。
14	H14. 10. 29 東京地裁 H13(ワ)15047 [本] H14(ワ)3003 [反]	不正競争 ※本訴：損害賠償等請求、反訴：同反訴請求 本訴被告の行為は不正競争と認められないものであるが、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認めるることはできない。
15	H13. 9. 20 東京地裁 H11(ワ)24998 [本] H12(ワ)13941 [反]	著作権 ※本訴：著作権に基づく損害賠償請求、反訴：損害賠償請求 そもそも、訴えの提起は、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限り、相手方に対する違法な行為となるところ、本件においては、原告の本訴請求には理由があるのであるから（ただし、損害賠償の金額の点を除く）、原告の本訴請求及びこれに先立つ本件仮処分手続をもって、不当提訴ということはできない。

(原稿受領日 2009年8月24日)